

県南広域振興局長告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和8年2月3日

県南広域振興局長 菅原健司

- 1 路線名 北上和賀線
- 2 供用開始の区間 北上市和賀町煤孫12地割99番2地先から山口44地割55番2地先まで
- 3 供用開始の期日 令和8年2月3日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
 - (2) 期間 令和8年2月3日から同年3月3日まで